

平成27年12月21日

答申第647号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より「NHK健康保険組合の最直近時の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項4号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は規程第8条1項4号の不開示情報に該当し、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程8条1項4号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月21日（第230回審議委員会）

第667号諮問、審議、答申